

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. プロ向け市場の創設

(1) 譲渡制限契約の内容

「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」の要件である譲渡制限契約の具体的な内容は、次の事項とする。ただし、契約を締結する当該有価証券の発行者、取得勧誘を行う者及び取得しようとする者が②の事項を定めなければ、①のみとする（第11条の2・第13条の2）。

- ① 特定投資家等以外の者に譲渡を行わないこと
- ② 次の場合には、特定投資家以外の者に譲渡することができること
 - イ 公開買付けに応じて株券等を公開買付者に譲渡する場合
 - ロ 持株会に株券等を譲渡する場合
 - ハ 当該有価証券の発行者、当該発行者の総株主の議決権の過半数を所有している役員（「特定役員」）、特定役員がその総株主の議決権の過半数を所有している法人等（「非支配法人等」）、特定役員とその非支配法人等が合わせてその総株主の議決権の過半数を所有している法人等（「非支配法人等」とみなす。）に譲渡する場合
 - ニ 当該発行者の親会社に譲渡する場合

(2) 「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」の要件

株券、新株予約権証券等以外の有価証券に係る「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」の要件を、有価証券の種類ごとに定める（第11条の3・第13条の3）。

- ① 社債券（新株予約権付社債券を除く。）、コマーシャル・ペーパー（これらに性質を有する外国証券を含む。）、投資信託・外国投資信託の受益証券等
 - イ 当該有価証券と同一種類の有価証券について、有価証券報告書提出義務がないこと
 - ロ 当該有価証券を取得・買付けを行う者が、発行者及び勧誘者との間で譲渡制限契約（（1）に定める事項を内容とするもの。以下同じ。）を締結することを取得・買付けの条件として、取得勧誘・売付け勧誘等が行われること
- ② 有価証券信託受益証券
 - イ 当該有価証券と同一種類の有価証券について、有価証券報告書提出義務がないこと。
 - ロ 当該有価証券を取得・買付けを行う者が、発行者及び勧誘者との間で譲渡制限契約を締結することを取得・買付けの条件として、取得勧誘・売付け勧誘等が行われること
 - ハ 次のいずれかに該当すること
 - a 当該受託有価証券が株券、新株予約権証券等である場合で、当該株券又は当該新株予約権の行使により取得される株券等の同種の株券等について有価証券報告書を提出していないこと
 - b 当該受託有価証券が新株予約権等の付された有価証券である場合で、当該新株予約権の行使により取得される株券が a の要件に該当すること

- c 当該受託有価証券が a 又は b 以外の有価証券であって、当該有価証券について有価証券報告書を提出していないこと
- ③ カバードワラント、預託証券、EB債等
 - イ 当該有価証券と同一種類の有価証券について、有価証券報告書を提出されていないこと
 - ロ 当該有価証券を取得・買付けを行う者が、発行者及び勧誘者との間で譲渡制限契約を締結することを取得・買付けの条件として、取得勧誘・売付け勧誘等が行われること
 - ハ 次のいずれかに該当すること
 - a 当該有価証券に表示される権利等が株券、新株予約権証券等に該当する場合で、当該株券又は当該新株予約権の行使により取得される株券等の同種の株券等について有価証券報告書を提出していないこと
 - b 当該有価証券に表示される権利等が新株予約権等の付された有価証券である場合で、当該新株予約権の行使により取得される株券が a の要件に該当すること
 - c 当該有価証券に表示される権利等が a 又は b 以外の有価証券であって、当該有価証券について有価証券報告書を提出していないこと

2. その他

国内の投資運用業者が関係外国運用業者（投資運用業の海外親子会社）からの委託を受けて証券会社へ取引所取引を発注する行為は、第一種金融商品取引業の適用除外とされている。当該適用除外の範囲について、証券会社を相手方とする取引所外取引や店頭デリバティブ取引、外国取引所取引の発注に拡大する（第 16 条）。